

「宇都宮市自治基本条例を考える会議」第 3 分科会検討資料

< 目次 >

3 - 1	市政運営の仕組み（市民協働関係）	…	1
(1)	協働の位置付け	…	1
(2)	協働の推進	…	2
(3)	情報の共有	…	3
(4)	審議会・懇談会	…	5
(5)	行政評価	…	6
(6)	住民投票	…	7
3 - 2	市政運営の仕組み（執行機関関係）	…	8
(1)	地域自治	…	8
(2)	情報公開	…	9
(3)	総合的な市政運営	…	1 1
(4)	健全な財政運営	…	1 2
(5)	行政評価	…	1 3
(6)	執行機関の組織	…	1 4
(7)	行政手続	…	1 5
(8)	条例の制定及び活用	…	1 6
(9)	法令の遵守	…	1 7
(10)	国及び他の地方公共団体との連携及び協力	…	1 8

< 凡例 >

- ・ 「条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項」について
 - … 委員から出された意見
 - … 既に本市に存在する制度，又は他自治体で検討された事項（事務局で追加）
- ・ 「参考：他自治体の自治基本条例の条文」
事務局で追加

3－1 市政運営の仕組み（市民協働関係）

(1) 協働の位置付け

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民協働の意義，位置付け
- 参画意識
- 官民（市民，住民，企業，行政）一体
- 主体と範囲，枠組み（市民と行政，市民と市民の協働，役割分担）

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 市民協働推進指針
- 市民協働推進計画

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(2) 協働の推進

《条例に盛り込みたい事項》

- タウンミーティングの実施
- 市民による政策提言の機会の増加，行政の支援
- 産業の調和，地域間の調和
- 地域住民の連携，協力

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- パブリックコメント実施要綱

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(豊田市まちづくり基本条例)

(住民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。

3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

(協働の推進)

第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(3) 情報の共有

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民と議会・行政，市民と市民の情報の共有化

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 宇都宮市情報公開条例
- 宇都宮市個人情報保護条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報の共有と説明責任)

第二十二条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(情報の共有と説明責任)

第二十七条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(情報の取扱い)

第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。

3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(4) 審議会・懇談会

《条例に盛り込みたい事項》

- 審議会の役割

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 審議会、委員会制度の改善に関する指針

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(住民の参画の推進)

第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。

2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。

3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(5) 行政評価

《条例に盛り込みたい事項》

- 市民による行政評価（オンブズパーソン）
- 市民委員会の設置

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 事務事業評価，施策評価の実施，公表（平成15年度～）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（行政評価）

第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(6) 住民投票

《条例に盛り込みたい事項》

- 住民責任を明確にするための住民投票制度

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(住民投票)

第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手續、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。

3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

3－2 市政運営の仕組み（執行機関関係）

(1) 地域自治

《条例に盛り込みたい事項》

- 地域自治の推進，地区分権による小さな政府への志向
- 地域自治（まちづくり）に必要な費用の負担（支援）のあり方
- 小学校区単位の地域自治制度
- 地域における情報発信，情報共有
- 意見，要望，苦情等に対する速やかな応答をする機関の設置

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 地区行政の推進に係る大綱
- 宇都宮市地区行政推進計画

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(2) 情報公開

《条例に盛り込みたい事項》

- 情報公開

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 宇都宮市情報公開条例
- 宇都宮市個人情報保護条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 文京区「文の京」自治基本条例)

(情報の共有と説明責任)

第二十二條 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(情報の共有と説明責任)

第二十七條 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(情報の取扱い)

第19條 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供するよう努めます。

2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。

3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(3) 総合的な市政運営

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(総合的な市政運営)

第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政経営を行います。

2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。

3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政経営を行います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(4) 健全な財政運営

《条例に盛り込みたい事項》

- 効果的な財政運営
- 財政規律の確立
- 複式簿記の導入（会計制度の変更）、バランスシートの作成

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 地方自治法第2条第14項 「最小の経費で最大の効果」
- 地方財政法第1条 「地方財政の健全性を確保」
- 宇都宮市中期財政計画
- バランスシートの導入（平成11年度～）
- 行政コスト計算書の導入（平成13年度～）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（財政運営）

第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(5) 行政評価

《条例に盛り込みたい事項》

- 執行機関や議会の監視，評価制度

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 事務事業評価，施策評価の実施，公表（平成15年度～）

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（行政評価）

第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(6) 執行機関の組織

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

- 組織整備・定員適正化に関する方針（平成17年3月制定）
- 宇都宮市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

（※ 豊田市まちづくり基本条例）

（執行機関の組織）

第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(7) 行政手続

《条例に盛り込みたい事項を考える上での留意事項》

○ 宇都宮市行政手続条例

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(豊田市まちづくり基本条例)

(行政手続)

第25条 執行機関は、市政経営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(8) 条例の制定及び活用

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(条例の制定及び法令の活用)

第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(9) 法令の遵守

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(法令の遵守)

第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政経営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・

(10) 国及び他の地方公共団体との連携及び協力

【参考：他自治体の自治基本条例の条文】

(※ 豊田市まちづくり基本条例)

(国及び他の地方公共団体との連携及び協力)

第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。

【条例に盛り込みたい事項を検討する上での考え方（分科会での意見）】

- ・
- ・

【条例に盛り込むべき事項】

- ・
- ・